

2022年4月28日

入札関係資料の訂正内容

2022年4月12日に公告した「広島市立大学 講義棟・国際学部棟空気調和設備(FCU)賃貸借」の公告資料「03_契約書(案)鑑、契約約款及び個人情報特記事項」の契約約款の内容を一部訂正します。

記

【訂正前】

(物件の返還)

第20条 賃借人は、賃貸借期間が満了したとき、又は第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項若しくは第2項の規定により、この契約が解除されたときは、物件を速やかに返還する。この場合において、当該返還に要する経費は、賃貸人の負担とする。

【訂正後】

(物件の返還)

第20条 賃借人は、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項若しくは第2項の規定により、この契約が解除されたときは、物件を速やかに返還する。この場合において、当該返還に要する経費は、賃貸人の負担とする。

以上